別紙２

航空灯火電気施設保守要領

１、点検実施区分

本文中の作業区分の〇印は全て電工が行う作業、●印は専門業者等が行う作業とする。

航空灯火電気施設保守要領

設備名	周期	保　守　項　目	点検実施区分		
			日常点検	定期点検	臨時点検
1.受変電機器関係		変電室関係は高圧充電部分があるため、取扱いには十分注意をすること。 作業に着手する場合には遮断器を開放し停電を確認し作業中の標識を付して実施すること。			
(1)配電盤 ①共通	月1回	(a) 扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検すること。 (b) 汚損、損傷、変形、亀裂、塗装の剥離及び錆の有無を点検すること。 (c) ボルトの緩みの有無を点検すること。 (d) 雨水浸入、ほこり等の堆積状態を点検すること。 (e) 標識の汚損及び取付状態を点検すること。	○		○
	年1回	(a) 絶縁抵抗測定 (b) 接地抵抗測定		○	○
②盤外観	年1回	(a) 配電盤の据付状態、損傷、錆、腐食、変色等の有無を点検すること。 (b) 盤内への漏水又は痕跡、小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検すること。 (c) 点検扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検すること。 (d) 操作レバー・ボタン、切替スイッチ等の機器破損及び機器取付状況の良否を点検すること。		○	○
③盤内部（機器は除く。）	年1回	(a) 内部床上、機器仕切り板等の清掃を行うこと。 (b) 母線、支持碍子類、絶縁隔離板等の損傷、過熱、錆、変形、汚損、変色等の有無を点検すること。 (c) 機器取付及び配線接続状況の良否を点検すること。 (d) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (e) 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (f) 配線符号（マークキャップ、端子番号等）の損傷及び脱落の有無を点検すること。 (g) 盤内照明の点灯、換気扇の作動の良否を点検すること。		○	○
(2)計器用変成器	週1回 （サイト施設は月1回）※	(a) 汚損、損傷、亀裂、過熱、変色、漏油等の有無を点検すること。 (b) 接続部の変色の有無を点検すること。 (c) 接地線の外れ、断線等の有無を点検すること。	○		○
	年1回	(a) 機器外面の損傷、過熱、錆、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検すること。 (b) 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (d) 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (e) 電線貫通型の変流器は、貫通部の亀裂、変色等の有無を点検すること。 (f) 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検すること。また、予備ヒューズの確認を行うこと。 (g) 変成器二次巻線と大地間の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認すること。		○	○
(3)指示計器、表示操作類	毎日 （サイト施設は月1回）※	(a) 各計器の表示値の適否を点検すること。	○		○
	月1回	(a) 配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェックで確認すること。	○		○

設備名	周期	保 守 項 目	点検実施区分		
			日常点検	定期点検	臨時点検
	年１回	(a) 機器外面の損傷、過熱、錆、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検すること。 (b) 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (d) 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (e) 各指示計器の零点調整を行うこと。また、正常に機能していることを確認すること。		○	○
(4)保護継電器	年１回	(a) 機器外面の損傷、過熱、錆、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検すること。 (b) 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (d) 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (e) 動作電圧、電流、時間特性を測定し、継電器動作による引外し又は警報機の回路が完全に動作するか試験すること。また、責任分界点等の重要点は地絡方向継電器動作特性試験を実施すること。		●	○
(5)断路器、負荷開閉器	年１回	(a) 機器外面の損傷、過熱、錆、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検すること。 (b) 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (d) 接触部の損耗、荒れ等の有無を点検すること。 (e) 開閉器入・切操作を行い、その良否を点検すること。 (f) 操作機構部の損傷、変形、錆等の有無を点検すること。 (g) 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検すること。		○	○
(6)変圧器 ①共通	毎日 （サイト施設は月１回）※	(a) 温度の適否を温度計の指示値により確認し、異常な高温となっている場合は、負荷電流の状態を確認すること。 (b) 音響、異臭、異常振動等の有無を点検すること。	○		○
	週1回 （サイト施設は月１回）※	(a) 防塵フィルター脱落の有無、盤内圧力扇の作動を確認すること。	○		○
	3ヶ月1回	(a) 変圧器表面温度測定 ※ 放射温度計により、温度測定を行うこと。	○		○
②モールド変圧器	年１回	(a) モールドコイル（内・外）表面の汚損、損傷、変形、変色、ヨークコア発錆の有無を注意深く確認すること。 (b) 機器本体の取付及び配線接続状態の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (d) ダイヤル温度計の損傷（パッキン導管）の有無及び指示値の良否を確認すること。 (e) タップ切換器の破損、変色等の有無を点検すること。 (f) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認すること。 (g) 巻線の過熱変色及びヨークコア鉄板の飛び出し等の異常の有無を点検すること。		○	○

設備名	周期	保 守 項 目	点検実施区分		
			日常点検	定期点検	臨時点検
③油入変圧器	年1回	(a) 機器本体の取付及び配線接続状態の良否を点検すること。 (b) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (c) ダイヤル温度計の損傷(パッキン導管)の有無及び指示値の良否を確認すること。 (d) タップ切換器の破損、変色等の有無を点検すること。 (e) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認すること。 (f) 油面計により、油量の良否を確認すること。		○	○
	5年1回	(a) 絶縁油を採取して次の試験を行い、劣化度合を判定すること。 ・絶縁破壊電圧試験(絶縁耐力試験) ・全酸価値測定(全酸化試験) ・油中ガス分析		●	○
(7)交流遮断器 ①共通	毎日 (サイト施設は月1回)※	(a) 異音、異臭、異常振動等の有無を点検すること。	○		○
	年1回	(a) 機器外面の損傷、過熱、錆、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検すること。 (b) 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出形にあっては、接続操作の円滑性及び導体接触部の勘合の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (d) 遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を点検すること。 (e) 制御回路の断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検すること。 (f) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認すること。		○	○
(8)避雷器	年1回	(a) 機器外面の汚損、損傷、過熱、錆、腐食、変形、変色、異音等の有無を点検すること。 (b) 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (d) ギャップのある避雷器の場合は、絶縁抵抗測定を行うこと。		○	○
(9)蓄電池	週1回 (サイト施設は月1回)※	(a) 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検すること。 (b) 蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認すること。 (c) 蓄電池の総出力電圧を確認すること。	○		○
	年1回	(a) 全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、亀裂及び漏液の有無を点検すること。なお、触媒栓シール形蓄電池は、触媒栓の交換時期を確認すること。また、据置蓄電池(制御弁式)は、蓄電池の交換時期を確認すること。 (b) 封口部のはがれ、亀裂等の有無を点検すること。 (c) 全セルについて、電圧、電解液量を確認する。また、減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無を点検すること。 (d) 架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を点検すること。		○	○
		(e) 据置鉛蓄電池は全セルの浮動充電中の電解液比重及び温度測定(アルカリ型、制御弁式及び小形シール鉛蓄電池は電解液比重測定を除く。)を行い、その良否を確認すること。		○	○

設備名	周期	保　守　項　目	点検実施区分		
			日常点検	定期点検	臨時点検
		⒡ 上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定された場合、均等充電が実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後に均等充電を行うこと。			
⑽整流装置	毎日 （サイト施設は月１回）※	⒜ 表示灯類の点灯状態を点検すること。	○		○
	週1回 （サイト施設は月１回）※	⒜ 操作、切替スイッチ等の状態を点検すること。	○		○
	年1回	⒜ 外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等の変形、損傷、汚れ、腐食等の有無を点検すること。 ⒝ 各部品の汚損、損傷、温度上昇、加熱、変色、異音、異臭等の有無を点検すること。 ⒞ 次の値を測定し、その良否を確認すること。 ・交流入力電圧 ・トリクル充電電圧又は浮動充電電圧 ・均等充電電圧 ・負荷電圧 ・出力電流及び負荷電流(盤面計器による。) ⒟ 手動により浮動及び均等充電への切替え動作の確認を行うこと。 ⒠ 開閉器及び遮断器の変形、損傷等の有無を点検する。また、入力出力負荷、警報等の状況によるON，OFF状態を確認すること。		○	○
⑾定電流調整装置 ①CCR本体、出力装置、CCT本体	毎日	⒜ 温度上昇、音響、異臭、異常振動等、電流値（接地指示計の指示値を含む。）及び絶縁抵抗値を確認すること。 ⒝ ケーブル接続部の接続状態を確認すること。	○		○
	3ヶ月1回	⒜ 接地警報器の動作確認（試験スイッチによる指示確認）	○		○
	年1回	⒜ 機器取付状態の確認 ⒝ 端子部、コネクター、基板の接続及び取付状態の確認 ⒞ドアスイッチの作動の良否を点検すること。 ⒟ 光度選択スイッチの作動の良否を点検すること。 ⒠ 光度選択リレーの作動の良否を点検すること。 ⒡ 入力切替機能の確認 ア．CATーⅡ／Ⅲ空港 自動切替動作の確認（片系電源OFF時に自動切替動作、両系電源同時ON時に不定状態とならないことを確認） イ．CATーⅠ空港 手動切替動作の確認（電源系統選択時、正常に切り替わることを確認） ⒢ 全般的清掃、塗装 ⒣ コンデンサーの油漏れ点検 ⒤ 変圧器及びリアクトルの点検 乾式の場合には、コイル鉄心等の外部清掃 ⒥ 制御用電源回路の点検 ⒦ CCR出力制御量の点検（電流値の調整） ⒧ 絶縁抵抗測定		○	○
②ケーブル切替盤、計測変換器盤	月1回	⒜ 温度上昇（特にケーブル接続部）、異音、異臭に注意すること。	○		○
	年1回	⒜ 機器取付状態の確認 ⒝ 端子部、コネクター、基板の接続及び取付状態の確認 ⒞ 動作状態及び機能の確認		○	○

設備名	周期	保 守 項 目	点検実施区分		
			日常点検	定期点検	臨時点検
2.制御機器・監視装置関係					
(1)航空灯火電力監視制御 ①中央／ローカル処理装置及び監視卓	毎日	(a) 表示部の機能及び運用状態等を確認すること。	○		○
③インターフェース盤	毎日	(a) 機器取付状態の確認 (b) 配線及びコネクタ接続状態の確認	○		○
④I／O端末装置、変換器盤、分電盤	毎日	(a) 異音、異臭及び汚れ具合等の点検 (b) 端子部、コネクター、基板の接続及び取付状態の確認	○		○
⑤伝送装置	毎日	(a) 機器取付状態の確認 (b) 配線及びコネクタ接続状態の確認	○		○
⑥プリンター及びハードプリンター	毎日	(a) 印字状況の確認	○		○
⑦運用卓及び監視卓	毎日	(a) 異音、異臭及び汚れ具合等の点検 (b) 端子部、コネクター、基板の接続及び取付状態の確認 (c) ランプテスト機能の確認	○		○
⑧保守用電話交換機	月1回	(a) 保守通話通信確認	○		○
(2)進入路指示灯(進入灯台)遠隔制御装置	毎日	(a) 表示部の機能及び運用状態を確認すること。	○		○
①親機	月1回	(a) 塗装状況、扉、ハンドルの開閉状況、部品の取付状況に異常がないか確認を行い清掃すること。 (b) 操作を行い、動作確認を行うこと。 (c) 動作に従い、監視表示の確認を行うこと。		○	○
②子機	月1回	(a) 塗装状況、扉、ハンドルの開閉状況、部品の取付状況に異常がないか確認を行い清掃すること。 (b) 操作場所を遠方から直接に切り換え、接続されている各灯火等の動作確認を行うこと。		○	○
(3)エプロン照明監視制御システム ①照明主操作盤	毎日	(a) 表示部の機能及び運用状態を確認すること。	○		○
	3ヶ月1回	(a) 塗装状況、扉、ハンドルの開閉状況、部品の取付状況に異常がないか確認を行い清掃すること。 (b) 操作を行い、動作確認を行うこと。 (c) 動作に従い、監視表示の確認を行うこと。		○	○
3.電線路 (航空灯火施設は別途規定)					
(1)架空電線路	年1回	(a) ケーブル被覆の損傷の有無 (b) 他の電柱、支線、造営物、煙突等との接触の有無 (c) 腕木、碍子等の破損の有無 (d) 木柱の腐朽、傾斜等の有無 (e) 混線の有無、緩み過ぎの有無等 暴風雨襲来季節には特別に巡視点検を行うこと。	○		○
	年1回	(a) 絶縁抵抗の測定 (b) 漏洩電流の測定		○	○
(2)地中電線路	年1回	(a) 立上り鉄管並びに取付金具等の破損の有無 (b) ダクト、マンホールの点検、清掃及び外観構造上の破損等を点検すること。		○	○

設備名	周期	保 守 項 目	点検実施区分 日常点検	 定期点検	 臨時点検
	年1回	(a) 絶縁抵抗の測定 (b) 漏洩電流の測定		○	○
4.灯火施設関係		航空灯火施設はレンズ又は反射鏡を使用した光学的機器であるため、光度の低下する原因としては、光源の動程による光束の減少及び塵埃や煤煙で器具が汚れることによる減光が影響している。その性能を維持するためには光源の保守と器具の清掃に留意することが必要である。			
(1)飛行場灯台 進入灯台		飛行場灯台、進入灯台に使用されている灯器は、E－5及び回転式、である。			
	毎日	(a) 点灯状況、レンズ、フィルタに異常はないか確認すること。 (b) 正常に回転しているかどうか確認すること。 (c) 断芯標示灯が点灯した場合には速やかに電球を交換すること。	○		○
	月1回	(a) 光源位置の点検、灯体、レンズ、フィルタの清掃 レンズは柔らかい布等で、内部から静かに拭くこと。 アクリル製のフィルタはシリコン布で軽く拭くこと。 (b) 回転室の点検手入及び注油 回転室は電動機の温度上昇、回転音、減速室の油漏れ、集電環の汚損、刷子の摩耗等に注意し点検手入清掃注油すること。 (c) 電球交換器の点検手入 電球及びソケットの点検、電球交換器、接点の点検手入及び清掃を行うこと。 (d) 配電盤の点検 電圧計の指示、電線接続端子、ヒューズ接続の緩み等点検すること。 (e) その他鉄塔、避雷針、断芯標示灯、接地線等を点検すること。		○	○
	年1回	(a) 絶縁抵抗の測定 (b) 接地抵抗の測定 (c) 発錆状態確認(必要に応じて塗装補修)		○	○
(2)地上型標識灯		M－1型、T－2型、T－7型、EHU型、EHB型、及びELO型の各種が、進入灯、滑走路灯、滑走路末端灯、滑走路末端補助灯、過走帯灯、誘導路灯、及び誘導案内灯として設置されている。			
	毎日	(a) 点灯状況、灯器の損傷、汚損、水平向き等の点検を行い、電球の断芯、変色しているもの、灯器類及び附属品の破損しているものは交換すること。 (b) 定電流回路に使用する電球は断芯後再びフィラメントが融着する場合があるが、この時は光度が著しく低下しているから注意深く点検して取り換えること。 (c) 日常巡回できない場合には、定格寿命換算により、全数交換することが望ましい。	○		○
	月1回 (現場) 誘導路灯(M−1型,T−2型,ELO型)及び誘導案内灯(T−7型)以外 3ヶ月 1回 (現場) 誘導路灯(M−1型,ELO型,T−2型)及び誘導案内灯(T−7型)のみ	(a) 灯火の点灯状況、灯体の状態点検、灯器の汚損及び損傷を点検し、灯器の汚損及び損傷しているものは清掃又は交換すること。 (b) 灯器の水平、向き、仰角を確認し、必要に応じ水準器等により点検調整すること。		○	○

設備名	周期	保 守 項 目	点検実施区分		
			日常点検	定期点検	臨時点検
	月1回（現場）誘導路灯(M-1型,T-2型,ELO型)及び誘導案内灯(T-7型)以外で整備作業所で作業しない場合 3ケ月1回（現場）誘導路灯(M-1型,T-2型,ELO型),及び誘導案内灯(T-7型)	(a) 灯器の点検手入 灯器を取り外し、電球、ソケット、リード線、レンズ、フィルター等に異状はないか点検し中性洗剤、刷毛、綿布等にて清掃すること。 (b) 灯体の塗装が褪色、剥落したり発錆があったときは錆落しをして、指定色のラッカー等で塗装すること。		○	○
	6ケ月1回 整備作業所で作業する場合	(a) 灯器の交換 上部灯器を取り外し、下部灯体の状態点検及び清掃、絶縁抵抗測定を実施すること。 (b) 整備作業所精密点検 上部灯体部品の整備点検及び清掃、配光測定、灯体の塗装等を実施すること。		○	○
(3)埋込型標識灯		FLU型、FLB型、FMB型、FHU型、FHB型及びLB1型の各種が、滑走路灯、滑走路末端灯、滑走路中心線灯及び誘導路中心線灯として設置されている。			
	毎日	(a) 点灯状況、灯器の損傷、汚損の点検を行い、電球の断芯したものは交換すること。	○		○
	週2回	(a) レンズの汚損状況に応じて、レンズ清掃を行い機能を確保すること。		○	○
	月1回	(a) 灯火の点灯状況、灯体の状態点検（灯器周辺の舗装状況を含む。）、灯器の汚損・損傷を点検し、灯器の汚損・損傷しているものは清掃・交換すること。 (b) トルクレンチ、Tレンチにより所定のトルクで締め付けられているかを確認し、緩みがある場合には増締めを行うこと。		○	○
	月1回 FL－9型の場合	(c) 灯体Aのねじ緩み状態をハンマー等による打診音にて点検を行うこと。		○	○
	6ケ月1回 F型	(a) 灯器の点検手入 灯体を地上に引き上げ、電球、ソケット、リード線、レンズ、フィルター、反射鏡等に異状はないか、特に灯体の発錆に注意し内部に漏水のある場合には排水し、中性洗剤、刷毛、綿布等にて清掃すること。 (b) 灯体部品の状態点検・清掃、絶縁抵抗測定、配光測定、灯体の塗装等を実施すること。		○	○
	6ケ月1回 FL－9型の場合	(c) 灯体Aのボルト及びねじ穴の部品の摩耗状態点検を行い、摩耗した部品は交換すること。		○	○

設備名	周期	保 守 項 目	点検実施区分		
			日常点検	定期点検	臨時点検
	年1回 LED光源のL型の場合	(a) 灯器の点検手入 灯体を地上に引き上げ、LED発光部、リード線、レンズ等に異状はないか点検し、中性洗剤、刷毛、綿布等にて清掃すること。 (b) 灯体部品の状態点検・清掃、絶縁抵抗測定を実施すること。		○	○
(4)風向灯		風向灯に使用されている灯器の型式は2型である。			
	毎日	(a) 点灯状況及び吹流しの指示状況を確認し、電球の断芯したものは交換すること。	○		○
	月1回	(a) 灯器の点検手入 中性洗剤、刷毛、綿布等にて清掃すること。 (b) 吹流しの汚損及びベアリングの回転具合を点検し注油を行うこと。吹流しの汚損の甚だしいものは交換すること。 (c) 灯体及び円形帯の塗装が褪色又は剥落しているときは指定色のラッカー等で塗装しておくこと。		○	○
(5)航空障害灯	毎日	(a) 航空障害灯は高所又は遠隔に設置されているので点灯状況を監視すること。	○		○
	年1回	設置箇所が高所のため足場に注意して作業すること。 (a) 灯器の点検手入 電球、ソケット、リード線、レンズ、フィルター等を点検し、灯器は中性洗剤、刷毛、綿布等にて清掃すること。電球は、断芯に至らなくても黒化したものは交換すること。 (b) 点滅器、配電箱、制御盤等の点検手入 点滅器の動作を点検し、接点は特に焼損していないか注意すること。必要な箇所に注油すること。 (c) その他昇降用梯子、腕木、配線等の損傷はないか点検すること。 (d) 塗装の褪色、剥落している箇所には指定色のラッカー等で塗装しておくこと。		○	○
(6)エプロン照明灯	毎日	(a) 点灯状態を点検すること。	○		○
	6ヶ月1回	(a) 灯器の点検手入 電球、ソケット、リード線、反射鏡等を点検し、清掃すること。電球断芯に至らなくても黒化したものは交換すること。 (b) 配電箱又は安定器収納箱及び内部機器の点検手入 (c) 昇降用梯子、腕木、配線等の損傷はないか点検すること。 (d) 塗装の褪色、剥落している箇所は指定色のラッカー等で塗装しておくこと。なお、前面硝子の緊定具に防錆のためグリースを塗布すること。 (e) 灯器を指定された向きに調整すること。		○	○
(7)昇降装置	6ヶ月1回	(a) ポール基部(モーター周辺の雨水の浸入確認) (b) 昇降動作確認		○	○
(8)旋回灯	毎日	(a) 点灯状態を確認すること。	○		○
	月1回	(a) 灯器の点検手入 電球、ソケット、リード線、反射鏡等を点検し、清掃すること。電球断芯に至らなくても黒化したものは交換すること。 (b) 配電箱の点検手入 (c) 塗装の褪色、剥落している箇所は指定色のラッカー等で塗装しておくこと。なお、前面硝子の緊定具に防錆のためグリースを塗布すること。 (d) 灯器を指定された向きに調整すること。		○	○

設備名	周期	保 守 項 目	点検実施区分		
			日常点検	定期点検	臨時点検
(9)閃光放電灯		キセノン閃光管を使用した閃光装置については高電圧の充電部分があるため、取扱いには特に注意し、別途機器附属取扱説明書を十分に参照のこと。			
	毎日	(a) 点灯状況、灯器の損傷、汚損、水平向き等の点検を行い、電球の断芯、灯器類及び附属品の破損しているものは交換すること。	○		○
	月1回	(a) 灯火の点灯状況、灯体の状態点検、灯器の汚損・損傷を点検し、灯器の汚損・損傷しているものは清掃・交換すること。 (b) 灯器の水平・向き・仰角を水準器等により点検調整すること。 点検の際は扉を開けてから30秒以上経過してから閃光管の左上ピンを接地して、コンデンサーの放電を確かめてから取りかかること。 (c) 前面ガラス、内外面及び反射鏡の清掃。反射鏡は鹿皮又は柔らかい綿布にて清拭すること。 (d) 安全スイッチの動作を点検すること。 (e) 回路の主要点の電圧をチェックすること。		○	○
(10)進入角指示灯		進入角指示灯の点検調整方法の細部については、取扱説明書によって実施すること。なお技術標準進入角指示灯（PAPI）も参照のこと。			
①灯器	毎日	(a) 点灯状況、レンズ、フィルターの汚れ、草等による光柱への障害及び灯体の取付状態の異常の有無並びに灯器を前面・真横から見通して傾いていないか点検する。断芯交換、レンズ清掃、障害物の除去等は直ちに行い、灯体取付状態の異常、傾き等が認められた場合には精密点検を実施すること。	○		○
	月1回	(a) レベルの測定・調整 灯光が正しく投射されているかどうか確認するため、滑走路上の基準点(滑走路縁)レベル、進入角指示灯のアングル上面（4ヵ所／基）、基準点レベル（2ヵ所）及び仰角点検台（2ヵ所／基）のレベルを測定し、必要のある場合はレベル調整すること。 (b) 傾斜角度の測定・調整 進入角指示灯の各灯器の光学ユニットの傾斜角度を測定し、必要のある場合は調整すること。 (c) 灯器の点検、手入れ清掃 ア. 電球、反射鏡、レンズ、フィルタ等に異状がないかを点検し、付着した塵埃油等を鹿皮及び綿布で静かに清掃すること。 イ. 灯底の水抜孔に塵埃が溜らないように清掃すること。 ウ. 灯体の塗装の褪色が著しいときには、指定色のラッカーにて塗装すること。		○	○
	2ヶ月1回	(a) 整備作業所で行う精密点検 ア. 灯体を取り外し、電球、ソケット、リード線、レンズ、フィルター、反射鏡に異状がないか点検すること。 イ. 光学カセットを交換し、その場合は灯器と仰角点検とのレベルチェックを行うこと。 ウ. 灯体部品の状態点検、清掃、絶縁抵抗測定、配光測定等を実施すること。		○	○
②監視装置 ｱ.受光器	月1回	(a) 受光器の点検 受光器に塵埃や湿気の浸入がないか点検し、必要のある場合は清掃及び浸入防止対策を施す。また、取付部品に変色等の異常がないか点検すること。		○	○
	2ヶ月1回	(b) 電圧調整 光学カセット交換時に、オフセット電圧を調整すること。		○	○

設備名	周期	保　守　項　目	点検実施区分		
			日常点検	定期点検	臨時点検
ｲ.端末装置	2ヶ月1回	(a) 内部一般点検 端末装置内に塵埃や湿気の浸入がないか点検し、必要がある場合は清掃及び浸入防止対策を施す。また、取付部品に変色等の異常がないか点検すること。		○	○
(11)スポット番号表示灯	毎日	(a) 点灯状況、灯器の損傷、汚損の点検を行い、断芯、変色したものは交換すること。	○		○
	3ヶ月1回	(a) 灯体の清掃 (b) 発光部の清掃 (c) ソケット・リード線の手入れ (d) 中継ボックスの手入れ		○	○
(12)指向信号灯	月1回	(a) フィルター・前面ガラスの清掃 (b) 焦点調整 (c) 直流電源盤の点検		○	○
(13)灯器用変圧器	6ヶ月1回	(a) 変圧器点検手入 変圧器の接続部の点検及び変圧器の亀裂の有無の確認を行うこと。 (b) 変圧器収納箱の清掃 蓋等は、必要のある場合には塗装すること。		○	○
(14)航空灯火施設用電線路	3ヶ月1回	(a) ケーブルの絶縁抵抗は回路を一括して測定し、必要のある場合に適宜灯器用変圧器の接続箇所を開き区分して測定すること。		○	○
5.街路灯	週1回	(a) 点灯状態を確認すること。	○		○
	電球断芯時	(a) 灯具部、取付部の点検・清掃 (b) 安定器収納部、照明灯柱の点検 (c) 塗装状況の点検補修 (d) 絶縁抵抗の測定		○	○
6.絶縁用防護具	6ヶ月1回	(a) 断路器操作用フック棒、検電器、ヘルメット等安全具の耐圧試験を行う。		●	

※　「サイト施設」とは電源局舎及び庁舎以外に設置されているもの

航空灯火の種類及び性能等

灯　火　名	灯 器 型 式	性　　能	光　　源
飛　行　場　灯　台	回転式	閃光回数　20～30回／分 実効光度(白)　20,000cd以上 実効光度(緑)　3,000cd以上	SB110V300W
進　入　灯　台	Ｅ－５	閃光回数　60±3回／分 最大実効光度　308,000cd以上	SB100V500W
進　　入　　灯	EHU-31型	白色　20,000cd以上 赤色　5,000cd以上	JF6.6A200WV3
滑　走　路　灯	EHB-35型	白色　10,000cd以上 黄色　4,000cd以上	JF6.6A150WV3
	FHB-36型	白色　10,000cd以上 黄色　4,000cd以上	JF6.6A100WSF3*2個
滑 走 路 末 端 灯	EHB-34型	緑色　10,000cd以上 赤色　2,500cd以上	JF6.6A250WV3
	FHB-33/34型	緑色　10,000cd以上 赤色　2,500cd以上	JF6.6A150WSF3 JF6.6A200WSF3
滑走路末端補助灯	EHU-31型	緑色　10,000cd以上	JF6.6A200WV3
過　走　帯　灯	EHU-38型	赤色　700cd以上	JF6.6A200WV3
滑 走 路 中 心 線 灯	FMB-37型	白色　5,000cd以上 赤色　1,250cd以上	JF6.6A100WSF3*2個
誘　導　路　灯	ELO-38型	青色　2cd以上	JF6.6A30W
	M-1型	青色　2cd以上	JF6.6A30WP
	T-2型	青色　12cd以上	FL 20W
誘 導 路 中 心 線 灯	FLB-9B型	緑色　50cd以上 黄色　50cd以上	JF6.6A45WS
	FLB-9C型	緑色　50cd以上 黄色　50cd以上	JF6.6A65WSF
	LB1-81D型	緑色　50cd以上 黄色　50cd以上	LED LED
	LB1-82D型	緑色　50cd以上 黄色　50cd以上	LED LED
誘　導　案　内　灯	T-7型	赤色　10cd/㎡以上 黄色　50cd/㎡以上 白色　100cd/㎡以上	FL 20W

風　　　向　　　灯	２Ｂ	外照式　　脆弱構造	100V200W
低光度航空障害灯	OM-3A型	赤色　30cd以上	100V100W
	OM-3C型	赤色　30cd以上	LED
中　光　度　赤　色 航　空　障　害　灯	OM-6型	赤色　2,000cd以上	PR100V500W

灯火の光度比の標準設定値

①　５段階のＴａｐを必要とする場合

Tap	光度比	電流値	電圧比	電力比
5	100%	6.6A	100%	100%
4	25%	5.2A	78.8%	62.1%
3	5%	4.1A	62.1%	38.6%
2	1%	3.4A	51.5%	26.5%
1	0.2%	2.8A	42.4%	18.0%

注　電圧比、電力比はそれぞれＴap５のときの負荷の端子電圧及び負荷電力（定電流調整器の出力端子電圧及び電力）を100 ％としたときＴap４以下の場合の割合を示す。